

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年6月11日（木）本会議休憩中 議場

出席委員（8名）

（臨時委員長）遠 藤 通

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）三 鴨 秀 文

岡 村 英 治 尾 沢 三 夫 中 田 利 幸 前 原 茂

矢 倉 強

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】杉村部長

[商工課] 毛利課長

【文化観光局】岡参事兼局長

[観光課] 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[農林課] 祖田農政担当課長補佐

【農業委員会】宅和事務局長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 先灘調整官

傍 聴 者

安達議員 石橋議員 伊藤議員 稲田議員 岩崎議員 岡田議員 奥岩議員

国頭議員 田村議員 土光議員 戸田議員 西川議員 又野議員 矢田貝議員

渡辺議員

報道関係者1人 一般2人

議 題

正副委員長の互選

審査事件及び結果

議案第58号 農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて [原案可決]

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○遠藤臨時委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、米子市議会委員会条例第8条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。

これより委員長の互選を行います。

この際お諮りいたします。

互選の方法につきましては、指名推選の方法によることとし、臨時委員長の指名とさせていただきますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**遠藤臨時委員長** 御異議なしと認め、そのように決定しました。委員長には今城委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**遠藤臨時委員長** 御異議なしと認めます。委員長には今城委員が当選されました。委員長より就任の御挨拶があります。私は退席します。

〔臨時委員長と委員長の席の交代〕

○**今城委員長** ただいま、委員長に御指名いただきました今城雅子でございます。

当委員会は、市内のインフラ整備をはじめ地域の経済や観光振興、農業振興、地域活性化に資する重要な案件を所管しております。特に、現下の厳しい状況でもございますので、本市と市民にとって住みよい街の構築を目指して、委員の皆様のご協力をいただきながら、公平な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続き、副委員長の互選を行います。

この際お諮りいたします。

互選の方法につきましては、指名推選の方法によることとし、委員長の指名とさせていただきますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

副委員長には三嶋委員を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。副委員長には三嶋委員が当選されました。

副委員長から就任の御挨拶がございます。

○**三嶋副委員長** 副委員長の三嶋でございます。委員長を補佐し、円滑な議事運営に努めてまいります。ちょっと声が、すみません。失礼いたします。

○**今城委員長** 続きまして、先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案1件を審査いたします。

経済部所管について審査をいたします。

議案第58号、農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするということについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 議案第58号、農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするということについてを説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項では、農業委員会の委員は市町村長が議会の同意を得て任命することとされており、同時に、同法律第8条第5項では、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされており、しかしながら、現職委員の任期満了に伴いまして、来たる7月20日付で選任しようとする委員候補者19

名のうち認定農業者は7人で、委員の過半数に達しておりません。この場合におきまして、法律第8条第5項ただし書では、認定農業者が少ない場合は、委員の過半数を占めることを要しないとされております。認定農業者が少ない場合とは、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号におきまして、認定農業者の数が、委員の定数の8倍の数を下回る場合とされております。本市の委員の定数は19人ですので、その8倍は152人となります。本市の認定農業者の数でございますけれども、昨年12月末日現在で60人、本日現在では57人でございます、152人を下回っております。この場合の特例として、同規則第2条第1号では、「議会の同意を得た上で、委員の過半数を認定農業者または過去に認定農業者であった者、その他の認定農業者に準ずる者とすることができる」と規定されております。これが適用されますと、今回の場合、認定農業者または認定農業者に準ずる者は8人となりますが、それでもなお、委員の過半数に達しない状況でございます。さらに、そうした場合の特例といたしまして、同規則第2条第2号では、「議会の同意を得た上で、委員の少なくとも4分の1を認定農業者または認定農業者に準じる者とすることができる」と規定されております。これが適用されますと、認定農業者または認定農業者に準ずる者8人は、委員19人の少なくとも4分の1の人数5人を超えることとなり、初めて、法律に定められました委員の任命の要件を満たすこととなります。以上のことから、本件議案第58号により、農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を求めるものでございます。なお、本件に同意をいただいた後、農業委員19人の任命につきましては、議会最終日に追加提案をさせていただきます。以上で説明は終わります。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ありませんか。ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第58号、農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決しました。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後1時08分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済臨時委員長 遠藤 通

都市経済委員長 今城 雅子